

資料No.2 - 1

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業支援計画

次期「いきいきプラン」の策定について

岩手県保健福祉部長寿社会課
2023/9/1（金）

Agenda

1. 趣旨
2. 国の考え方（基本指針案）について
3. 県の考え方について
4. 骨子案について
5. 今後の策定スケジュールについて

1 趣旨

本県では、高齢者の総合的な保健福祉施策の基本的な方針や施策の方向性を明確にし、市町村が行う介護保険事業の円滑な実施を支援するため、**県高齢者福祉計画**及び**県介護保険事業支援計画**を「**いわていきいきプラン**」として策定してきたところ。

県介護保険事業支援計画については、介護保険法の規定により、3年を1期として策定することとされており、今般、**令和6年度から令和8年度まで**を計画期間とする**第9期計画の策定**に向け、所要の検討を行う必要がある。

併せて、**県高齢者福祉計画**（老人福祉法による老人福祉計画）についても内容を見直し、**新プランを策定**するものである。

高齢者福祉計画

- ✓ 老人福祉法第20条の9
- ✓ 介護保険以外も含む全ての高齢者を対象とした計画

介護保険事業支援計画

- ✓ 介護保険法第118条
- ✓ 「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（大臣告示）

2 国の考え方（基本指針案）について

- 次期計画期間中には、**団塊の世代が全員75歳以上**となる**2025年（令和7年）**を迎えることになる。
- また、**高齢者人口がピーク**を迎える**2040年（令和22年）**を見通すと、**85歳以上人口が急増**し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、**生産年齢人口が急減**することが見込まれている。
- さらに、**都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なる**など、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な**施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要**となる。

※令和5年7月31日 全国介護保険担当課長会議
「第9期介護保険事業（支援）計画の基本方針（大臣告示）のポイント（案）」より抜粋

3 県の考え方について

県内市町村における地域包括ケアシステムの深化・推進を支援するため、**国の基本指針や第8期計画の進捗管理において把握された地域課題や解決方法**を踏まえながら、「いわて県民計画（2019～2028）」、「岩手県保健医療計画」、「岩手県地域福祉支援計画」等、高齢者の保健、医療、福祉及び居住に関する**諸計画との整合と調和を図りながら策定**するものとする。

- 基本的な構成は、**現行計画を継続**する。
- 「**認知症施策の推進**」を**独立した項目建て**とする。
- ▶第2期アクションプラン（計画期間：令和5～8年度）において、具体的推進方策のうち「地域包括ケアのまちづくり」から「認知症施策の推進」を独立させ項目建てしたため整合性を図るとともに、認知症施策推進計画に位置付けるため。
- 国の基本指針（案）**において**記載を充実する事項とされている内容**を盛り込む。

参考) いわて県民計画(2019～2028)

長期ビジョン	
【10の政策分野】	
I 健康・余暇	2 必要に応じた医療を受けることができる体制を整備します 3 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります。
X 参画	1 性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会をつくります。

第2期アクションプラン (令和5～8年度)	政策推進プラン		復興推進プラン
	政策分野	政策項目	
I 健康・余暇	2 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します 3 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります。	②質の高い医療が受けられる体制の整備	II 暮らしの再建 2 保健・医療・福祉 【取組項目No.6】 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制を整備します
		③地域包括ケアのまちづくり ④ 認知症施策の推進 ⑤介護を要する高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境の整備 ⑧福祉人材の育成・確保	
X 参画	1 性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会をつくります。	④高齢者の社会貢献活動の促進	

4 骨子案について (I 総論)

第8期計画（現計画）	第9期計画（次期計画）
第1章 高齢化の進展と高齢者等の現状 ～岩手の高齢社会の姿～	第1章 高齢化の進展と高齢者等の現状 ～岩手の高齢社会の姿～
第2章 基本方針 第1 施策推進の基本方針 【目指す姿】 地域に生きる一人ひとりが尊重され、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる 地域共生社会の実現 に向けて、包括的な支援体制のもと、高齢者が住み慣れた地域で安心して幸福に生活し続けることができる地域づくり	第2章 基本方針 第1 施策推進の基本方針 【目指す姿】 県民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して幸福に生活し続けることができる 地域共生社会の実現
第3章 推進方針	第3章 推進方針

4 骨子案について (II 各論)

第8期計画（現計画）	第9期計画（次期計画）
第1章 地域包括ケアを推進するための仕組みづくり 第1 住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援する体制の推進 第2 在宅医療と介護の連携推進 第3 認知症施策の推進 第4 介護予防及び地域リハビリテーションの推進	第1章 地域包括ケアを推進するための仕組みづくり 第1 住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援する体制の推進 第2 在宅医療と介護の連携推進 第3 介護予防及び地域リハビリテーションの推進
第2章 介護を支える人材の確保と必要なサービスの基盤づくり 第1 介護人材の確保・育成 第2 介護基盤の整備・充実とサービスの向上 第3 介護給付適正化の推進 第4 多様な住まいの充実・強化	第2章 介護を支える人材の確保と必要なサービスの基盤づくり 第1 介護人材の確保 及び介護現場の生産性向上の推進 第2 介護基盤の整備・充実とサービスの向上 第3 介護給付適正化の推進 第4 多様な住まいの充実・強化
第3章 高齢者が安心して暮らせる環境づくり 第1 高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の推進 第2 高齢者の尊厳保持及び権利擁護の推進 第3 被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境整備	第3章 認知症とともに生きる社会づくり 第1 普及啓発及び本人発信支援 第2 医療・ケア・介護サービスと家族への支援 第3 認知症バリアフリーの推進及び社会参加支援 第4章 高齢者が安心して暮らせる環境づくり 第1 高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の推進 第2 高齢者の尊厳保持及び権利擁護の推進 第3 被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境整備

4 骨子案について（特に記載内容を充実させる事項）

1 認知症施策の推進について

- ✓ 国の「認知症施策推進大綱」（R元年6月策定。対象期間はR7年度まで。）について、令和4年度に中間見直しが実施されたこと
- ✓ 国が認知症基本法に基づき「認知症施策推進基本計画」を今後策定すること

2 介護現場の生産性向上について

- ✓ 令和5年5月の介護保険法の一部改正により、都道府県による「介護事業所の生産性向上に資する取組の促進」が努力義務とされたこと
- ✓ 都道府県介護保険支援事業計画の任意記載事項として介護サービス事業所等の生産性向上に資する事業に関する事項が追加されたこと

3 感染症への備えについて

- ✓ 新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、事前の備えや初期対応等、感染症対策にかかる備えについて改めて整理するもの

4 骨子案について

～背景及び県が対応すべき課題～

4 骨子案について (第1章 地域包括ケアを推進するための仕組みづくり)

	第9期計画 (次期計画)
第1 住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援する体制の推進	高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、地域ケア会議の開催支援や地域包括支援センターの体制強化など市町村の実情に応じ支援を行う必要がある。
第2 在宅医療と介護の連携推進	高齢者に対し、医療と介護のサービスを切れ目なく一体的に提供するため、広域的な視点から、各圏域における、看取りや認知症対応強化等の様々な局面での連携体制の構築を支援していく必要がある。
第3 介護予防及び地域リハビリテーションの推進	高齢者が、要介護状態等になることの予防や、重度化防止のため、感染症対策に配慮した介護予防や、保健事業との一体的な取組など、各市町村の課題を把握しながら、リハ職の参画による効果的な事業実施の促進を図る必要がある。

4 骨子案について (第2章 介護を支える人材の確保と必要なサービスの基盤づくり)

	第9期計画 (次期計画)
第1 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進	増大する介護ニーズに対応するため、介護人材の確保は喫緊の課題であり、多様な人材の参入促進等により介護人材の量的確保を図るとともに、職員がやりがいを持って働けるよう労働環境や処遇の改善、業務の効率化やICTの活用を通じた職員負担の軽減とケアの充実による生産性の向上(業務改善)などの取組を総合的に行う必要がある。
第2 介護基盤の整備・充実とサービスの向上	介護を要する高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、災害や感染症対策に配慮しながら、適切なケアマネジメントに基づいた質の高い居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図る必要がある。
第3 介護給付適正化の推進	適切な介護サービスが提供される体制の確立と介護給付費の不適切な給付を防止するため、保険者が介護給付適正化事業に取り組めるよう、保険者が抱える課題に対し、必要な支援を検討・検証し、制度の適正な運営を図る必要がある。
第4 多様な住まいの充実・強化	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に対応するため、老人福祉施設等の整備のほか、住宅部局とも連携し、多様な福祉ニーズに対応することができる住まいの確保と生活の一体的な支援を推進する必要がある。

4 骨子案について (第3章 認知症とともに生きる社会づくり)

	第9期計画 (次期計画)
第1 普及啓発及び本人発信支援	<u>認知症の人の意思が尊重され、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して生活することができるよう、認知症に関する正しい知識と理解を更に広めるため、普及啓発活動を充実させるとともに、認知症の本人による発信支援を行う必要がある。</u>
第2 医療・ケア・介護サービスと家族への支援	<u>認知症の適切な診断により早期発見・早期対応につながるよう、認知症疾患医療センターを中心とする専門的な医療体制を強化するとともに、必要なサービス基盤の充実及び人材の育成などに取り組む必要がある。</u> <u>また、認知症の人やその家族を支えるため、相談・支援の強化や関係機関による支援体制ネットワークの充実を図る必要がある。</u>
第3 認知症バリアフリーの推進、社会参加支援	<u>認知症になっても暮らしやすい環境づくりのため、企業を対象とした認知症サポーターの養成や、成年後見制度の利用促進、若年性認知症の人やその家族への支援体制ネットワークの強化など、地域における支援体制の整備を進める必要がある。</u>

4 骨子案について (第4章 高齢者が安心して暮らせる環境づくり)

	第9期計画 (次期計画)
第1 高齢者の生きがいつくりと社会参加活動の推進	高齢者が、これまで培ってきた経験等を生かし、地域社会の担い手となるため、ボランティア活動や地域活動等の社会参加を支援するとともに、スポーツ・文化活動への参加促進など生きがいつくりを推進する必要がある。
第2 高齢者の尊厳保持及び権利擁護の推進	高齢者が、要介護状態や認知症になっても、尊厳をもって安心して生活できる環境の整備のため、関係機関・団体によるネットワークの構築と強化を支援するなど虐待防止や高齢者の権利擁護の取組を推進する必要がある。
第3 被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進	被災した高齢者が安心して地域で生活できるよう、見守り等の個別支援を継続しつつ、一般施策としての高齢者支援とも連携した地域全体への面的支援を進めていく必要がある。

5 今後の策定スケジュールについて

